

おいらせ町

障がい者基本計画

第2期計画



目 次

第 1 部 序論

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 計画の推進に向けた役割分担	4

第 2 章 障がい者等の状況

1 町の概況	5
2 障がい別手帳所持者数の推移	6
3 障がい支援区分の認定とサービスの利用状況	9
4 地域資源	12

第 2 部 障がい者基本計画

第 1 章 計画の基本方針

1 基本理念	16
2 障がい者施策の課題と方向性	17
3 基本目標	20
4 施策体系	21

第 2 章 施策の展開

基本目標 1 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実..... 22

基本目標 2 社会参加を促進する支援の充実..... 24

基本目標 3 お互いを思いやり、ともに支えあう環境づくり..... 26

具体的な支援内容

1. 障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

2. 児童福祉法に基づく障がい児通所給付サービス

3. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のサービス

4. その他の支援や取り組み

第 3 章 計画の推進にあたって	33
------------------------	----

第1部 序論



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国は、国際障害者年（昭和 56 年）を契機として、その後の国際的な取り組みを踏まえ、昭和 57 年の「障害者対策に関する長期計画」から現在の「障害者基本計画」に至るまで、その計画の下で障がい者施策を強化してきました。

県では、これらの国の取り組みを踏まえ、平成 24 年度までの 10 年間を計画期間とする「新青森県障害者計画」に基づき各種施策を進めてきました。平成 25 年 3 月には、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 3 次新青森県障害者計画」が策定されています。

当町においては、平成 19 年 3 月に「おいらせ町障がい者いきいきプランーおいらせ町障がい者基本計画・障がい福祉計画ー」を策定し、国や県の取り組みを踏まえつつ、適宜見直しを行ってきました。

しかし、今日では障がい者、障がい児及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）を取り巻く環境が大きく変化してきており、この間、平成 18 年 10 月から「障害者自立支援法」が施行され、従来、各障がいで別々に実施されていたサービスが一元化されました。雇用・就業の分野においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が平成 17 年 6 月に改正され、中小企業における障がい者雇用の一層の促進を図ることとされました。教育の分野では、平成 18 年 6 月に「学校教育法」の一部が改正され、従来の盲・聾・養護学校が特別支援学校に改編されました。

また、平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、障がい者の虐待の防止のための体制整備が図られ、平成 23 年 7 月には障害者基本法の改正が行われ、障がい者の定義の見直しや差別禁止の条項が加わるなど、障がい者施策の更なる推進が図られました。

さらに、平成 24 年には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、平成 25 年 4 月からの施行となり、新たに共生社会の実現を基本理念として掲げたほか、難病患者等も障がい福祉サービスの対象とする等大幅な見直が行われました。

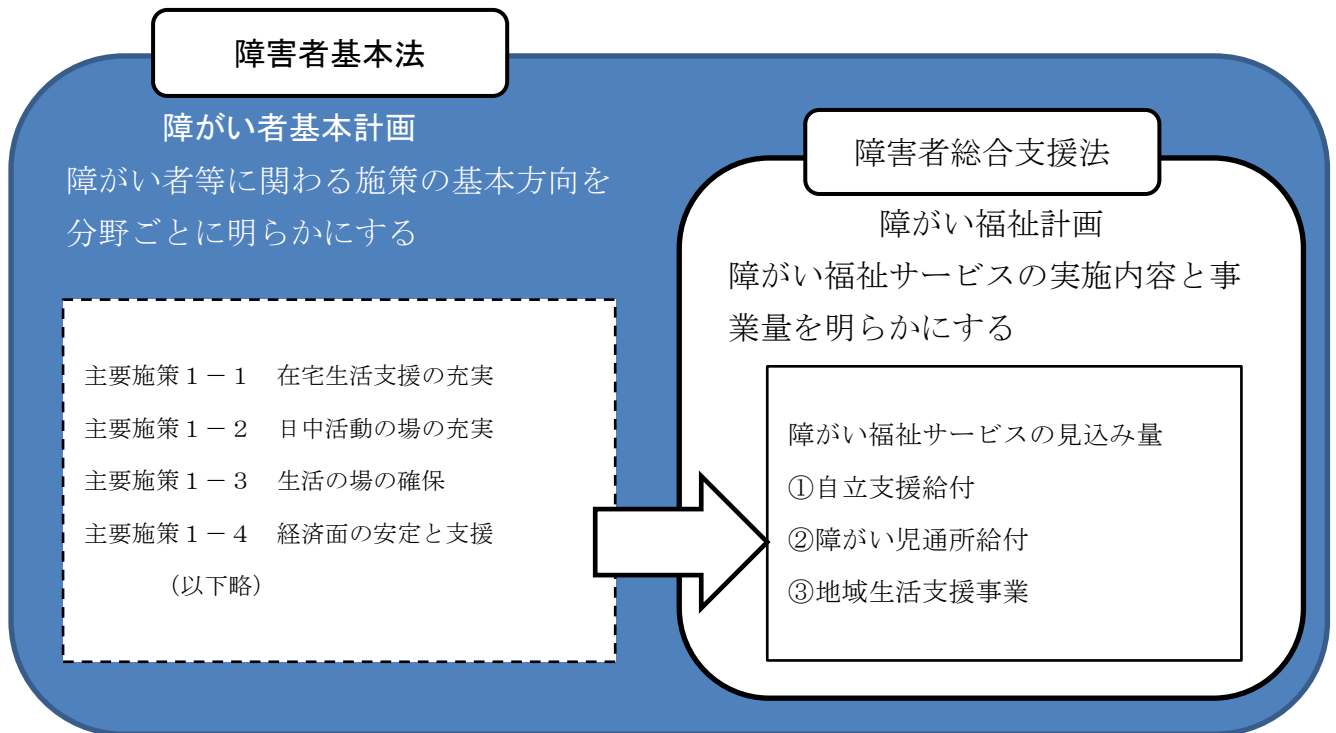
このような、障がい者に関係した国内法の制定・改正等の情勢変化があり、町の障がい者計画に盛り込む必要があることから、これまでの障がい者基本計画・障がい者福祉計画の成果等を踏まえ、平成 29 年度からの新たな計画となる「おいらせ町障がい者基本計画」を策定することとしました。

注) 新天皇即位に伴う元号の変更により、新たな元号が決定されたときは、「現平成」を「新元号」に読み替えるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、当町における障がい者等の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策を推進していくための指針として、当町における障がい者等を取り巻く状況を踏まえ、総合的、体系的に基本的な考え方や方策をとりまとめたものであり、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」として位置付け、その他の当町で策定している福祉施策等と整合性を保ちながら、推進を図ります。

なお、「おいらせ町障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画であり、障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」として位置付けし、別に策定します。



【参考】障害者基本法より抜粋

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【参考】障害者総合支援法より抜粋

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

なお、国の障がい者施策の状況変化や社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、概ね 5 年後に計画の見直しを行います。

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
障がい者 基本計画	第 1 期				第 2 期					見直し					
障がい 福祉計画	第 3 期	第 4 期			第 5 期			…		…					

4 計画の推進に向けた役割分担

(1) 町の役割

障がい者基本計画及び障がい福祉計画により、町の独自性、地域性を考慮しつつ障がい者等への合理的な配慮を行うなど、計画の着実な推進を図ります。

また、障がい者等が必要とする日常的な保健・医療・福祉サービスが、性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、総合的・一体的に提供される体制づくりを推進します。

(2) ボランティア、NPO 団体、住民の役割

ボランティア、NPO などの関係団体をはじめ、住民一人ひとりが障がいを理解し、地域住民が相互に協力しながら、誰もが地域で生きがいを持って安心して生活できる環境づくりの推進が求められています。

障がい者の自立及び社会参加を支援するため、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮などの、共生社会実現に向けた環境づくりを推進します。

第2章 障がい者等の状況

1 町の概況

(1)人口・世帯

人口の推移【図1】では、増加傾向もほぼ落ち着き、横ばい傾向となっています。

世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は減少傾向にあることから、核家族化の進展等による世帯の小規模化が進んでいます。

【図1】人口及び世帯数の推移（国勢調査 各年10月1日）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）	19,090	21,031	23,220	24,172	24,211	24,222
世帯数（世帯）	5,353	6,244	7,388	8,009	8,330	8,658
1世帯当たり 人員（人）	3.57	3.57	3.14	3.02	2.91	2.80

年齢区分別人口の推移【図2】では、年少及び生産年齢の65歳未満の人口が減少し続け、65歳以上の人口は増加し続けており、少子高齢化の傾向が見られます。

平成27年の高齢化率は、国（26.7%）、県（31.0%）と比較すると当町（24.9%）で国や県より低い数値になっています。

【図2】年齢区分別人口の推移（国勢調査 各年10月1日）

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0-14歳)	人	3,935	4,024	4,193	4,126	3,811	3,438
	%	20.6	19.1	18.1	17.1	15.7	14.2
生産年齢人口 (15-64歳)	人	12,693	13,950	15,250	15,574	15,307	14,755
	%	66.4	66.3	65.7	64.4	64.4	60.9
老年人口 (65歳以上)	人	2,492	3,057	3,777	4,472	5,093	6,029
	%	13.0	14.5	16.3	18.5	21.0	24.9

2 障がい別手帳所持者数の推移

当町の障がい者及び障がい児の平成 27 年度末の障がい別手帳所持者数と手帳所持者全体に占める割合は、【図 3】身体障がい 834 人 (67.3%)、【図 5】知的障がい 222 人 (17.9%)、【図 7】精神障がい 184 人 (14.8%) となっています。

(1) 身体障がい

身体障害者福祉法において、身体障がい者とは「別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義されており、どの機能に障がいがあるかによって「視覚」、「聴覚・平衡機能」、「音声・言語・そしゃく機能」、「肢体不自由」、「内部機能」の 5 つに分けられます。また、その障がいにより、日常生活に支障が有る程度によって、1 級（重）から 6 級（軽）の等級が定められます。当町の各年度末の身体障害者手帳所持者数の推移【図 3】は、近年横ばい状態となっています。平成 27 年度末では、18 歳未満の所持者数は 24 人 (2.9%)、18 歳以上については 810 人 (97.1%) となっています。

【図 3】各年度末の身体障害者手帳所持者数の推移（介護福祉課調）

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
18 歳未満	16	18	18	21	19	24
18 歳以上	810	811	817	814	818	810
所持者数計	826	829	835	837	835	834

平成 27 年度末の身体障がい種類別、等級別手帳所持者数【図 4】は、肢体不自由 491 人 (58.9%) で最も多く、次いで内部障がい 243 人 (29.1%)、聴覚・平衡機能障がい 49 人 (5.9%)、視覚障がい 43 人 (5.2%)、音声・言語・そしゃく機能障がい 8 人 (1.0%) の順となっています。等級別では、1 級 353 人 (42.3%) で最も多く、4 級 155 人 (18.6%)、2 級 122 人 (14.6%)、3 級 106 人 (12.7%)、6 級 58 人 (7.0%)、5 級 40 人 (4.8%) の順となっています。

【図 4】平成 27 年度末の身体障がい種類別、等級別手帳所持者数（介護福祉課調）

単位：人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい	16	9	1	5	8	4	43
聴覚・平衡機能障がい	2	17	3	6		21	49
音声・言語・そしゃく機能障がい	1		5	2			8
肢体不自由	160	95	68	103	32	33	491
内部障がい	174	1	29	39			243
合計	353	122	106	155	40	58	834

(2)知的障がい

知的障がいについては、知的障害者福祉法では、明確な定義は示されていませんが、国からの指導で都道府県ごとに実施を図ることになっており、その判定基準や名称もまちまちです。県では、愛護手帳という名称で、知能指数の程度により「A（最重度・重度）」と「B（中度・軽度）」の2つに分けられており、「A」は知能指数が概ね35以下、「B」は知能指数が概ね70以下を基準としています。

各年度末の愛護手帳所持者数の推移【図5】は、18歳未満及び18歳以上の愛護手帳所持者、ともに増加傾向にあります。平成27年度末の愛護手帳所持者を年齢区分別に見ると18歳未満は45人（20.3%）、18歳以上は177人（79.7%）となっています。

【図5】各年度末の愛護手帳所持者数の推移（介護福祉課調）

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
18歳未満	35	40	38	44	42	45
18歳以上	149	152	168	179	173	177
所持者数計	184	192	206	215	223	222

平成27年度末の等級別愛護手帳所持者数【図6】は、「A」85人（38.3%）、「B」137人（61.7%）となっています。

【図6】平成27年度末の等級別愛護手帳所持者数（介護福祉課調）

単位：人

	A	B	合計
18歳未満	10	35	45
18歳以上	75	102	177
合計	85	137	222

(3)精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。日常生活に支障が有る程度によって、1級（重）から3級（軽）の等級が定められます。

各年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【図7】は、手帳所持者数が年々増加しており、平成27年度末では184人でした。

【図7】各年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（介護福祉課調）

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所持者数	134	143	149	156	169	184

平成 27 年度末の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数【図 8】は、2 級 83 人 (45.1%) で最も多く、次いで 1 級 82 人 (44.6%)、3 級 19 人 (10.3%) となっています。

【図 8】平成 27 年度末の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (介護福祉課調)

単位：人

	1 級	2 級	3 級	合計
所持者数	82	83	19	184

(4) 難病等患者

難病の患者に対する医療等に関する法律において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」を難病と指定しています。対象疾患の治療については、医療費の一部を公費で負担しています。

小児がんなどの特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額であることから、児童の健全育成のため、治療の確立と普及を図り、併せて医療費の負担軽減のために、医療費の自己負担分を県で補助しています。各年度末特定疾病受給者証等所持者数の推移【図 9】は、小児慢性特定疾病医療受給者数及び特定医療受給者ともに、年々増加しています。

障害者総合支援法の改正によって、平成 25 年 4 月から難病の症状などにより、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける場合には、手帳を所持していなくても障がい福祉サービスを利用することができるようになりました。対象疾患は、改正当初は、130 疾病が対象でしたが、平成 29 年 4 月からは 358 疾病が対象と年々増えています。

【図 9】各年度末特定疾病受給者数 (三八地域県民局地域健康福祉部事業概要) 単位：人

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小児慢性特定疾病医療受給者	28	31	33	36	36
特定医療受給者	111	130	140	142	148

3 障がい支援区分の認定とサービスの利用状況

障がい支援区分は、生活するうえで、どの程度支援が必要かを表すもので、障がい福祉サービスのうち介護給付サービスの種類や支給量を決定するための指標となるものです。

障がい者等の主治医からの医師意見書及び認定調査員による調査書を基に、障がい支援区分認定審査会において、区分1（軽）から区分6（重）が認定されます。障がい福祉サービスのうち、訓練等給付及び地域相談支援のみ利用する場合（共同生活援助の一部を除く。）や児童発達支援等の障がい児通所サービスを利用する場合は、区分の認定は不要です。

なお、平成25年度までは「障がい程度区分」でしたが、平成26年度からは「障がい支援区分」として、難病等の症状が固定しない場合の日常生活への支障についても反映されやすいよう調査項目が見直しされました。

各年度末の障がい支援区分（または、障がい程度区分）の認定状況【図10】は、平成22年度から平成24年度までの認定者数の急増は、障害者自立支援法以前の制度からの移行に際し、サービス利用者の障がい程度区分の認定が行われたためと思われます。また、平成25年度以降も区分の認定者数は増加しています。

区分4以上の割合を見ると、平成25年度46人（50%）、平成26年度62人（60.2%）、平成27年度66人（62.9%）となっており、日常生活で多くの支援が必要な人が年々増加しています。

【図10】各年度末の障がい支援区分の認定状況（介護福祉課調）

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
区分1	2	4	6	6	3	2
区分2	8	22	21	18	9	8
区分3	11	21	19	22	29	29
区分4	4	9	15	14	22	22
区分5	7	11	16	13	14	14
区分6	5	5	18	19	26	30
合計	37	72	95	92	103	105

平成27年度末の障がい支援区分別障がい種別【図11】は、障がい種別では、知的障がいのみ50人（47.6%）で最も多く、次いで身体障がいのみ23人（21.9%）、重複障がい21人（20.0%）、精神障がい11人（10.5%）、と続きます。難病等による障がい支援区分の認定者はありませんでした。

障がい種別と障がい支援区分の関係では、身体障がいのみの方は、区分6が23人中10人（43.5%）で最も多くなっています。

知的障がいのみの方は、区分3、区分4が50人中それぞれ13人（26.0%）で最も多くなっています。

精神障がいのみの方は、区分3が11人中8人（72.7%）で最も多くなっています。

重複障がいの方は、区分6が21人中13人（61.9%）で最も多くなっています。その13人は、身体障がいと知的障がいを持つ人です。

【図11】平成27年度末の支援区分別障がい種別（介護福祉課調）

単位：人

障がい種別		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい毎計
身体障がいのみ		0	1	5	5	2	10	23
知的障がいのみ		2	6	13	13	9	7	50
精神障がいのみ		0	1	8	2	0	0	11
重複障がい	身体・知的	0	0	1	2	2	13	18
	身体・精神	0	0	1	0	1	0	2
	知的・精神	0	0	1	0	0	0	1
難病等		0	0	0	0	0	0	0
区分毎計		2	8	29	22	14	30	105

各年度末の障がい福祉サービスの支給決定状況【図12】は、介護給付では、何らかの事情で障がい者（児）の家族等（以下「介護者等」という。）が障がい者を支援できなくなることに備えての「短期入所」と、障がい者が単身で生活するために家事援助等の「居宅介護」の支給が増えています。その他の介護給付には、大きな増減は見られません。

訓練等給付では、就労移行支援及び就労継続支援A型が減少し、就労継続支援B型が急増しています。本人や家族の状況によって継続が難しくなり、就労移行支援や就労継続支援A型から就労継続支援B型にサービスを変更するなどが考えられます。

その他特徴的なことは、障がい者支援施設や精神科病院に入所（入院）していた精神障がい者が地域生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」の利用や問い合わせが増えてきています。

また、障がい児通所では、放課後等デイサービスが増加しています。さらに、保育所等訪問支援の利用も見られるようになりました。

【図 12】 各年度末の障がい福祉サービスの支給決定状況（介護福祉課調）

単位：人

	サービス種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護給付	居宅介護	15	12	19	23
	同行援護	1	3	2	1
	行動援護	2	2	3	2
	短期入所	27	27	34	34
	うち障がい児	8	9	10	8
	療養介護	8	8	9	8
	生活介護	52	52	52	55
	施設入所支援	48	49	45	44
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	2	2	3	1
	自立訓練（生活訓練）	10	7	1	3
	宿泊型自立訓練	1	2	0	2
	就労移行支援	13	13	6	3
	就労移行支援（養成施設）	1	1	0	0
	就労継続支援 A 型	11	12	7	4
	就労継続支援 B 型	44	59	81	81
	共同生活援助 ※1	13	12	14	14
地域相談	地域移行支援	0	0	2	0
	地域定着支援	0	0	0	0
障がい児通所	児童発達支援	4	8	8	11
	医療型児童発達支援	3	3	3	2
	放課後等デイサービス	16	24	27	30
	保育所等訪問支援	0	0	1	1

・平成 23 年度以前は、障害福祉制度と障害者自立支援法のサービスが混在しており、比較できないため省略。

・実人数ではなく、支給決定しているサービスごとの集計。1 人で複数のサービスを利用している場合は、それぞれに計上。

※1 共同生活援助の平成 24 年度と平成 25 年度については、共同生活援助と共同生活介護の合算値。

平成 27 年度末の障がい福祉サービスの支給決定別障がい種別【図 13】は、身体障がいでは、生活介護 16 件が最も多く、次いで居宅介護 8 件、施設入所 8 件となっており、日常生活の援助に関する支給決定が多く見られます。

知的障がいにおいては、就労継続支援 B 型 49 件が最も多く、次いで生活介護 28 件、施設入所 31 件となっており、日中活動と居住に関する支給決定が多く見られます。障がい児では、放課後等デイサービス 19 件が最も多く、次いで短期入所 7 件となっており、見守りに重点を置いた支給決定が多く見られます。

精神障がいでは、就労継続支援B型 26 件が最も多く、次いで居宅介護 9 件、共同生活援助 6 件となっており、日常生活基盤の安定のために、家事援助や訓練系の支給決定が多く見られます。

重複障がい（身体・知的、身体・精神、知的・精神）では、生活介護 10 件が最も多く、次いで療養介護 6 件、施設入所 5 件となっており、昼夜を通して身体的介護や医療的ケアに関する支給決定が多く見られます。

発達障がいでは、児童発達支援が 8 件と最も多く、次いで放課後等デイサービス 6 件となっており、就学前の早い段階から、生活面や学習面での養育を支援する支給決定が多く見られます。

【図 13】平成 27 年度末の障がい福祉サービスの支給決定別障がい種別（介護福祉課調）単位：人

	サービス種類	障がい種別			重複障がい		知的精神	発達障がい※	計
		身体	知的	精神	身体知的	身体精神			
介護給付	居宅介護	8	4	9	1	1	0	0	23
	同行援護	1	0	0	0	0	0	0	1
	行動援護	0	2	0	0	0	0	0	2
	短期入所	5	21	4	4	0	0	0	34
	うち障がい児	0	7	0	1	0	0	0	8
	療養介護	2	0	0	6	0	0	0	8
	生活介護	16	28	1	9	0	1	0	55
	施設入所支援	8	31	0	4	0	1	0	44
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	1	0	0	0	0	0	0	1
	自立訓練（生活訓練）	0	0	3	0	0	0	0	3
	宿泊型自立訓練	0	0	2	0	0	0	0	2
	就労移行支援	1	1	1	0	0	0	0	3
	就労移行支援（養成施設）	0	0	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援A型	0	2	2	0	0	0	0	4
	就労継続支援B型	4	49	26	1	0	1	0	81
	共同生活援助	0	8	6	0	0	0	0	14
地域相談	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児通所	児童発達支援	0	2	0	1	0	0	8	11
	医療型児童発達支援	1	0	0	1	0	0	0	2
	放課後等デイサービス	1	19	0	4	0	0	6	30
	保育所等訪問支援	1	0	0	0	0	0	0	1

※ 発達障がいには、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如、多動性障がい、学習障がい、チック障がいなどが含まれる。

4 地域資源

法人ごと障がい福祉サービス事業所【図 14】は、社会福祉法人等の計 10 法人が町内に障がい福祉サービス事業所を設置しています。

提供サービスごとに見ると、介護給付サービス提供事業所は 15 か所あり、内訳は居宅介護 4 か所、重度訪問介護 4 か所、同行援護 1 か所、短期入所 2 か所、生活介護 3 か所、施設入所 1 か所となっています。

訓練等給付サービス提供事業所は 7 か所あり、内訳は自立訓練（機能訓練）1 か所、就労継続支援 A 型 1 か所、就労継続支援 B 型 4 か所、共同生活援助 1 か所となっています。

障がい児通所サービス提供事業所は 2 か所あり、内訳は児童発達支援 1 か所、放課後等デイサービス 1 か所となっています。

一般相談支援事業所では、地域移行支援 1 か所、地域定着支援 1 か所、計画相談支援 1 か所、障害児相談支援 1 か所となっています。

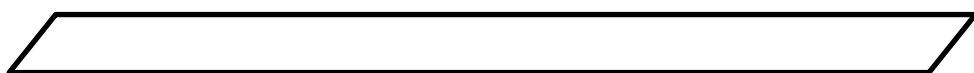
【図 14】法人ごと障がい福祉サービス事業所（県ホームページより抜粋）

平成 28 年 3 月 31 日現在

法人名・事業所名	提供サービス	事業所所在地
1) 社会福祉法人 昭壽会 【法人所在地】上北郡おいらせ町浜道 133-3		
障害支援施設あかしや寮	施設入所支援	浜道 133-3
	生活介護	浜道 133-3
わくわく (WakuWaku)	生活介護	中野平 56-7
指定短期入所事業所あかしや寮	短期入所 (福祉型)	浜道 133-3
日中活動支援センターわいわい (WAIWAI)	就労継続支援 B 型	浜道 133-3
すみれハイツ	共同生活援助 (介護サービス包括型)	瓢 163-27
指定相談支援事業所あかしや寮	一般相談支援 (地域移行支援)	浜道 133-3
	一般相談支援 (地域定着支援)	浜道 133-3
相談支援事業所あかしや寮	計画相談支援	浜道 133-3
	障害児相談支援	浜道 133-3
2) 社会福祉法人 誠友会 【法人所在地】上北郡おいらせ町向山 2 丁目 2-1263		
工房あぐりの里	就労継続支援 A 型	向山東 2 丁目 2-1684
就労継続支援 B 型工房あぐりの里	就労継続支援 B 型	向山東 2 丁目 2-1684
3) 社会福祉法人 互支会 【法人所在地】上北郡おいらせ町中平下長根山 1-743		
就労継続支援 B 型事業所ワークハウスサポート	就労継続支援 B 型	中平下長根山 1-743
4) 一般社団法人 みちびき 【法人所在地】上北郡おいらせ町土取 32-2		
就労継続支援 B 型事業所ベア・ハウス	就労継続支援 B 型	上前田 97-1

5) 社会福祉法人 七戸福祉会 【法人所在地】 上北郡七戸町字太田野 19-4		
多機能型障害福祉サービス事業所れいろう倶楽部	生活介護	中野平 40-1 イオンモール下田
	自立訓練（機能訓練）	中野平 40-1 イオンモール下田
6) 社会福祉法人 おいらせ町社会福祉協議会 【法人所在地】 上北郡おいらせ町下前田 158-1		
おいらせ町社会福祉協議会居宅介護事業所	居宅介護	下前田 158-1
	重度訪問介護	下前田 158-1
7) 医療法人 仁泉会 【法人所在地】 八戸市河原木字八太郎山 10-81		
医療法人仁泉会ヘルパーステーションしもだ	居宅介護	山崎 2595-1
医療法人仁泉会ヘルパーステーションしもだ	重度訪問介護	山崎 2595-1
8) 社会福祉法人 奥入瀬会 【法人所在地】 上北郡おいらせ町字沼端 370-1		
ショートステイ百石荘	短期入所（福祉型）	沼端 370-1
訪問介護事業所たんぼぼ	居宅介護	沼端 370-1
訪問介護事業所たんぼぼ	重度訪問介護	沼端 370-1
9) 株式会社 ニチイ学館 【法人所在地】 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9		
ニチイケアセンターおいらせ	居宅介護	中平下長根山 1-1137
ニチイケアセンターおいらせ	重度訪問介護	中平下長根山 1-1137
ニチイケアセンターおいらせ	同行援護	中平下長根山 1-1137
10) 社会福祉法人 楽晴会 【法人所在地】 三沢市大町 2 丁目 6-27		
緑ヶ丘発達支援センターひかり	児童発達支援	緑ヶ丘一丁目 50-2162
緑ヶ丘児童発達支援センターひかり	放課後等デイサービス	緑ヶ丘一丁目 50-2162

第2部 障がい者基本計画



1 基本理念

「その人らしく主体的に社会参加できること」

当町では、「障がい者等が自立」するということを「その人らしく主体的に社会参加できること」と捉えます。そのために、いろいろな関係機関・関係団体が連携して障がいの特性に応じた支援を行い、生活を支えていく必要があります。障がいの有無に関わらず、社会の一構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定により、社会生活が送られるよう必要な情報提供を行っていかねばなりません。

また、自己決定により、家庭、地域、学校、会社等さまざまな活動に関わりをもち、参画、参加するということは、併せてその責任も分担されます。問題が生じたときは自らが向き合うことができるように支える障がい者施策を推進していきます。

2 障がい者施策の課題と方向性

今後の障がい福祉施策の推進にあたって重点的に取り組むべき課題を整理すると、次のようになります。

(1)障がい者が主体的に社会参加できる環境づくりのために

就労の場・活動の場の確保

「自立」のために、就労の場の確保を重視する障がい者等及び介護者等が多くなっています。障害者総合支援法でも福祉施設から一般就労への移行を目標としており、その人らしく主体的に生きていくためには、「就労」は大きな要因と考えられます。企業への働きかけによる理解の促進や制度面での援助等、雇用の場の確保に向けた取り組みは重要な課題となります。

一方で、障がいの状況によっては、一般就労を継続していくことが困難な人もおり、福祉的就労の場や各種訓練施設の整備と利用料の見直しを求める声も聞かれています。これらの多様な需要に対応できるよう、各種制度の活用と既存資源の活用をより一層すすめることが大きな課題となります。

さらに、障がい重い、高齢であるなどの理由で就労が難しい人の自立と社会参加のためには、日中の活動に対する支援とそのための場が提供されなければなりません。このため、地域活動支援センターを始め、関係機関、各種団体と連携しながら主体的に参加できる活動の場づくりを進めていく必要があります。

積極的な情報提供及びニーズ把握の仕組みを検討

自立のための条件として、適切な情報提供を求める意見が多くみられました。特に一人ひとりの自主性を尊重し、主体的な生活を送っていくためには、判断材料となる十分な情報提供は欠かせません。

また、情報の一方的な提供だけでは社会参加に必要なかつ十分な支援とは言えないという認識のもと、障がい者等のニーズを的確に把握して、関係機関へとつなげる「コーディネーター」役が必要と考えます。さまざまな関係機関や事業者と連携しながら、障がい者等の声がサービスを提供する側にきちんと届き、サービス内容に反映される仕組みづくりを検討しなければなりません。

発達段階に応じた支援の充実

障がいのある子どもが、将来自立した生活を営むために、発達段階に応じて適時適切な療育や支援を求める声が聞かれます。

本人のやる気と可能性を引き出していくことは、その子の将来の生活に大きな影響があると言われていたことから、乳幼児期から学校卒業までの間、関係機関との適切な連携及び情報共有を図るためのネットワークを構築し、子どもの状況を把握しながら、早期から

の一貫した教育相談支援体制の充実に努めなければなりません。

精神障がい者に対する支援を充実させる

精神障がい者への支援サービスは、公的支援費制度の対象になっていませんでしたが、障害者自立支援法が施行され、精神障がいを含め、障がいの種別によらない障がい福祉サービスが提供できるようになりました。精神障がいは、その時々の状態に大きな差があり、誤解を招いたり、障がいに対して理解され難いことから社会参加になかなか踏み切れないと言った意見もあり、障がい者団体などのさまざまな地域活動状況をPRするなど、障がいに対する理解を求めていくことが必要です。

ハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進

障がいの有る人も無い人も、誰もが快適で暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの考え方に立ち、「生活空間のバリアフリー」の視点で施策を進めていくことが必要です。

一部の建築物等では、手すりの設置、スロープ等による段差解消や障害者トイレの整備などのハード面は進んでいますが、障がいに対する差別や偏見が、地域で安心して暮らしていくことのバリアにならないよう、ソフト面でのバリアフリー化に対する更なる取り組みが必要です。年齢や性別、障がいの有無や程度に関わらず、さまざまな人たちとの交流を行ったり、人権に対する理解を深めるための研修や広報の充実を図ることで心のバリアフリー化を進めていく必要があります。

また、偏見のない、相互に人格と個性を尊重し支えあえる社会づくりには、小さなころから日常生活を共にしていくことが重要であるとの意見があり、学校教育における交流教育等の取り組みを通じて、障がい者に対する理解を深める福祉教育の推進も重要となってきます。

(2)地域全体で障がい者施策を進めるために

地域住民の理解と協力

障がい者等が地域で自立した暮らしをしていくためには、住民の「障がいの特性や障がい者等に対する理解」をさらに深めることが必要であると考えます。理解を深めるためには、さまざまな行事などにおいて、異なる障がいを持つ人同士や障がいの無い人との交流を深めていく取り組みに更に力を入れていかなければなりません。

また、積極的なサポートの担い手として、住民や団体に期待する声もあり、ボランティアの育成に対する取り組みも必要です。

地域活動団体等の組織への支援・育成

人材や活動資金、会員の確保を課題としてあげている団体が多く、活動につながる情報提供や団体の活動内容の広報支援、財政基盤の強化についての支援など、活動の活性化の

ための支援を今後も進めていく必要があります。

さらに、既存の活動団体の交流・連携を支援し、活動機会の拡大を促進していくことが必要です。

関係機関・団体の連携（ネットワーク）の構築

障がい者等一人ひとりの状況に応じたサポートは、一個人や一団体での支援では限界があります。地域で活動するさまざまな個人・団体によるきめ細かな支援をしていくためには、行政をはじめ、それぞれの分野あるいは立場で活動している関係機関や団体、事業者間の有機的なネットワークづくりが必要であり、町がネットワーク間の連絡調整の役割を果たし、団体等が自発的に機能を発揮することが期待されています。

そのため町では、障がい福祉サービス事業所等の地域資源を十分活用できるためのネットワークづくりを進めていきたいと考えています。そして、このネットワークづくりを通じて、必要な支援が受けられない人が無いよう、関係機関・団体が連携して、実態の把握に努めることが必要です。

サービス量の確保と質の向上

障がい者等に関するさまざまな制度を継続して安定的に実施していくためには、適正かつ公平な負担が必要です。しかし、安心して利用するためには、その利用者の負担が真に利用者自身の経済状態を反映したものでなくてはなりません。

そのために、サービスの利用と提供にあたっては、障がいの状態や程度、所得状況を適正に把握して認定し、利用者負担が過大とならないように、慎重かつ公正に行われなければなりません。

また、利用したいときに利用したい制度が適正に提供されるよう、事業者も供給体制の基盤整備に努める必要があります。サービスの質の向上に向け、事業者は自己評価や第三者評価の導入を促進するとともに、町も積極的な情報提供及び指導・助言を行い、利用者本位のサービス提供がなされる環境づくりを進めなければなりません。

さらに、サービスへの苦情に対応するため、苦情処理体制の周知を積極的にすすめ、利用しやすい苦情処理体制であるよう支援していきます。

3 基本目標

障がい者等施策の課題と方向性を踏まえ、本計画においては、下記の3つの基本目標を掲げ、障がい者等の自立を支えるまちづくりを目指します。

基本目標 1 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

障がい者本人やその介護者等の悩みや要望、提案などの声を聞き、ニーズを的確に把握しながら、サービス提供主体の確保及び質の向上を図るとともに、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、関係機関及び関係分野の総合的な連携のもとに相談支援体制や情報提供、保健・医療の充実並びに権利擁護の推進に努め、地域で安心して暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

基本目標 2 社会参加を促進する支援の充実

一人ひとりがその能力を伸ばし、発揮しながら地域社会の一構成員としてさまざまな活動に関わりを持ち、参画、参加することができるための支援充実を図るとともに、就労に向けた環境整備と雇用促進、能力開発支援の充実に努め、意欲と生きがいに満ち、心豊かに暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

基本目標 3 お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

さまざまな交流や学習機会を通じて、障がい特性や障がい者等に対する理解を深めるとともに、障がい者等の地域生活を支えるボランティアの育成やハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進し、地域の人々すべてが、一人ひとりの個性や違いを尊重しあいながら、お互いを思いやり、ともに支え合う地域社会づくりを目指します。

4 施策体系

基本目標の実現に向け、各分野及び関係機関等と連携を図りながら、効果的・効率的な施策展開を図ります。

基本目標1 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

主要施策1-1	在宅生活支援の充実
主要施策1-2	日中活動の場の充実
主要施策1-3	生活の場の確保
主要施策1-4	経済面の安定と支援
主要施策1-5	相談支援体制の強化
主要施策1-6	精神障がい者施策の推進
主要施策1-7	保健・医療の充実

基本目標2 社会参加を促進する支援の充実

主要施策2-1	療育体制の充実
主要施策2-2	雇用促進と就労支援の充実
主要施策2-3	移動・コミュニケーション支援の充実
主要施策2-4	スポーツ・文化活動の促進
主要施策2-5	障がい者団体の育成・支援

基本目標3 お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

主要施策3-1	相互理解の促進
主要施策3-2	ボランティア活動の促進
主要施策3-3	福祉のまちづくりの推進
主要施策3-4	安全・安心対策の充実
主要施策3-5	権利擁護の充実

第2章 施策の展開

基本目標1 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

主要施策1-1 在宅生活支援の充実

障がい者が地域で安心して生活していくうえで、在宅生活を支える各種サービスは重要です。利用実績も増加傾向にあり、特に身体介護や家事援助といった居宅介護サービスについては、障がい者及び介護者等の高齢化や入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続といった観点から、さらに需要が増加すると見込まれます。障がい者のみならず介護者等に対する支援という観点からも提供体制の充実を図ります。

今後も障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、それぞれの障がい特性に応じた提供体制の確保に努めます。また、障がい者や介護者等のニーズを把握しながら、必要なサービスが適切に提供されるよう努めるとともに、介護者等の緊急時や一時的な休息に対応できるよう、障がい者を一時的に預かる場の充実を図ります。

主要施策1-2 日中活動の場の充実

障がい者が地域で主体的に豊かな生活を送るためには、日中活動の場が重要な役割を果たすと考えられます。

利用者が主体的に選択し、必要なサービスを適切に提供される体制の充実に努めます。

また、当町のみでは整備が難しいサービスについては、近隣自治体との連携を模索し、広域的な提供体制の確保や機能の充実に努めます。

主要施策1-3 生活の場の確保

施設入所から地域生活への移行を基本方針としながらも、障がい者等や介護者等の意向を尊重し、安心して暮らしていくことができる生活の場を確保する必要があります。

地域での暮らしを希望する障がい者が利用できるグループホームについては、近隣市町村の整備状況などをみながら設置について検討します。また、受け入れ可能な施設やグループホームの情報の把握に努めます。

主要施策1-4 経済面の安定と支援

地域で自立した生活を送るためには、経済面の安定も重要と考えます。関係課、関係機関と連携しながら、障害年金や各種手当、割引制度など制度を知らないがために不利益が生じないように周知徹底を図ります。

主要施策1-5 相談支援体制の強化

障がい全般の相談窓口は、介護福祉課のほか、地域生活支援事業による相談支援事業委託や民生委員・児童委員、町が委嘱している障がい者相談員も身近な相談相手として相談に応じる体制を取っています。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援に応じられるよう、各相談窓口への相談支援専門員や理学療法士、保健師等、専門職の確保及び専門性の向上に向けた取り組みを推進し、適切なケアマネジメントの実施に努めます。

また、地域生活支援事業での相談支援事業の充実を図るとともに、障がい福祉サービス提供事業所や地域の関係機関との連携ネットワークを構築しながら、困難事例への円滑な対応やきめ細かな相談支援に努めます。

主要施策 1－6 精神障がい者施策の推進

精神障がいの特性や状況に応じたサービス提供体制の確保に努めると共に、近隣自治体や保健所、医療機関と連携しながら、さまざまなケースに対応できる体制の構築に努めます。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を複数市町村での共同設置を検討します。

精神障がい者が積極的に社会参加できるよう、精神障がいに対する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。

主要施策 1－7 保健・医療の充実

現在、各ライフステージに応じて、疾病の予防及び早期発見・早期治療を推進していきます。また、個別に経過を見ていく必要がある人については、関係課や専門機関と連携し取り組んでいきます。

今後も専門的な人材を確保しながら、支援を必要とする人の把握と継続的に適切な支援が受けられるように情報提供を行います。

基本目標2 社会参加を促進する支援の充実

主要施策2-1 療育体制の充実

教育において、特別なニーズのある子を含めた「特別支援教育」を効果的に実施していくためには、一人ひとりの状態を把握しながら、発達段階に応じた適切な支援をしていく必要があります。

就学前において、こども園、保育所等と連携・情報共有しながら、教育支援委員会においては、専門部会を設けて各種検査と会議を実施し、専門的な立場から就学指導を行います。今後は、発達障がいも含め、障がい児教育に関する教職員の資質及び指導力の向上に向け、より一層取り組むとともに、福祉、教育、医療の関係機関の連携による一貫した養育体制の構築に努めます。

主要施策2-2 雇用促進と就労支援の充実

役場自らが障がい者の雇用に努めるとともに、ハローワークや養護学校を始め関係機関と連携し、各種適応支援制度の活用を促進しながら、職業リハビリテーションの充実及び民間企業に対する働きかけを行い、障がい者の就業の拡大を図ります。

障がい福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用や地域活動支援センターの機能充実に努め、一般就労につながるよう努めます。

主要施策2-3 移動・コミュニケーション支援の充実

障がい福祉サービスでは、視覚障がい者を対象にした「同行援護」、知的障がい及び精神障がい者を対象にした「行動援護」があります。

地域生活支援事業の「移動支援事業」では、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加活動のための外出について、個別またはグループでの支援対応をしています。その他には、町社会福祉協議会が実施している外出支援事業で、概ね65歳以上の高齢者及び身体障がい者を対象に医療機関への送迎を行っています。

コミュニケーション支援としては、地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」で、県ろうあ協会に委託し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

三沢市、六戸町と共同で手話奉仕員養成講座を実施し、耳が聞こえにくい人と手話で日常会話ができる町民を養成します。

今後も、対応できる事業所の確保並びにガイドヘルパー、手話通訳者などのサービスを担う人材の育成と確保及び手話奉仕員の育成に努めます。

主要施策2-4 スポーツ・文化活動の促進

障がい者及び障がい児が気軽に参加できるよう運営方法に配慮しつつ、ニーズに応じたスポーツや文化活動イベントの開催及び参加支援、活動成果の発表の場の創出とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

また、障がい者団体には、イベントやサークル活動の実施の促進及びそれらの活動を支

える指導者・ボランティアの育成などに努めます。

主要施策2-5 障がい者団体の育成・支援

当町には、障がい者の当事者や家族の団体として「おいらせ町身体障害者福祉会」や「おいらせ町精神障害者家族会」が活動しており、各種研修会や交流活動を通じ、当事者や家族の悩みの解消や情報交換などを行っています。

こうした団体に対し、活動資金の助成や各種イベントにおける協力などを通じて団体の自主的な活動を支援し、さまざまな交流活動や社会参加活動への参加を促進します。

また、団体同士の交流の場を設けたり、障がい者施策を推進していく上での意見交換の場を設けたりすることにより、活動機会の拡大促進や当事者の意向を組み入れた事業実施の推進に努めます。

基本目標3 お互いを思いやり、ともに支えあう環境づくり

主要施策3-1 相互理解の促進

障がい者等と社会との交流促進のために委託している地域活動支援センターや障がい者支援施設が行っている地域交流及び外出機会の創出などを活用し、障がい者同士や地域住民との交流支援に努めます。

学校においては、道徳教育や総合学習の時間のなかで福祉教育が行われているほか、町社会福祉協議会との連携により、長期休暇を利用したボランティア体験や疑似体験を実施し、福祉に対する意識の醸成と障がいに対する理解を図っています。

「ヘルプマーク、ヘルプカード」の配布が県でも始まっていることから、県と連携しながら、町民への効果的なPRを推進します。

障がい者等が地域で自立した暮らしをしていくためには、障がい者等を支える地域住民の理解が必要となります。今後は、さまざまな交流や啓発活動を通して、ノーマライゼーションの理念や共生に対する理解を深めていく取り組みを推進していきます。

主要施策3-2 ボランティア活動の促進

町内会長や民生委員・児童委員等が中心となって、一人暮らし高齢者や障がい者の家庭を訪問し、声かけ等の見守り活動を行っていきます。

町社会福祉協議会や地域で活動するボランティア団体等が実施するボランティア活動及びボランティアの育成に対する取り組みを支援します。

また、障がい者等のニーズの把握に努めながら、活動の場や機会の確保に努め、ボランティア活動の活性化と町民が気軽に参加できるボランティア環境づくりに努めます。

主要施策3-3 福祉のまちづくりの推進

障がい者等や高齢者が安心して生活できる環境づくりとして、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点に立った公共施設のバリアフリー化を計画的に進めていきます。また、障がい者等にとって、どのようなもの（こと）がバリアとなっているかの把握に努め、バリアフリー化の意義や大切さの理解促進を図り、障がい者等が地域で安心して暮らしていくことのできる環境づくりに努めます。

主要施策3-4 安全・安心対策の充実

障がい者等の要配慮者に対する災害時の情報伝達方法の確立、避難誘導體制及び避難所における支援などについて、個人情報保護に配慮しながら、町消防団、各地域の自主防災組織を始めとする関係機関との連携体制を構築し、見守りも含めた支援体制の強化に努めます。

主要施策 3-5 権利擁護の充実

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分ではない人が、権利侵害や家庭・地域での虐待・金銭詐取などの被害者にならないように広報等で周知し、未然防止に努めると共に、事案が発生した場合は、関係機関と協力し、適切な支援ができるような体制強化に努めます。

また、成年後見制度の周知に努め、手続きや費用について支援が必要な場合は、「成年後見制度利用支援事業」の利用へ繋がります。

●具体的な支援内容

1. 障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

事業名と概要	主要施策
1) 居宅介護 居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。	1-1
2) 重度訪問介護 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で、常時介護を要するものに対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。	1-1
3) 同行援護 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆、代読を含む）するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行う。	2-3
4) 行動援護 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で、常時介護を要するものに、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行う。	2-3
5) 短期入所 居宅において、その介護者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	1-1
6) 重度障害者等包括支援 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもので、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものに、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。	1-1

事業名と概要	主要施策
<p>7) 療養介護</p> <p>医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関への入院と併せて、主として昼間に院内で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療に係るものは療養介護医療費として給付される。</p>	1 - 7
<p>8) 生活介護</p> <p>常時介護を要する障がい者に、主として昼間に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言や創作的又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上等のために必要な援助を行う。</p>	1 - 2
<p>9) 施設入所支援</p> <p>その施設に入所する障がい者等につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。</p>	1 - 3
<p>10) 自立訓練（機能訓練）</p> <p>身体障がい者又は難病等対象者につき、障がい者支援施設等に通わせ、又は当該障がい者等の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p>	1 - 2
<p>11) 自立訓練（生活訓練）</p> <p>知的障がい又は精神障がいを有する者につき、障がい者支援施設等通わせ、又は当該障がい者等の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p>	1 - 2
<p>12) 宿泊型自立訓練</p> <p>知的障がい又は精神障がいを有する者につき、居室などの設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p>	1 - 2
<p>13) 就労移行支援</p> <p>就労を希望する65歳未満の障がい者等であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</p>	2 - 2
<p>14) 就労継続支援A型</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>	2 - 2
<p>15) 就労継続支援B型</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者等であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者等に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>	2 - 2

事業名と概要	主要施策
16) 共同生活援助 障がい者等につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	1 - 3
17) 地域移行支援 障害者支援施設等入所者、精神科病院に入院している精神障がい者、救護施設又は更生施設に入所している障がい者、刑事施設等に収容されている障がい者を対象に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談や支援を行う。	1 - 3 1 - 6
18) 地域定着支援 居宅において単身又は家族が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な支援を行う。	1 - 1
19) 計画相談支援 相談支援専門員が、生活全般に関する相談や障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（ケアプラン）の作成などを行う。	1 - 5
20) 自立支援医療 身体障がいの更生に必要な医療や精神疾患の治療について、医療費の一部を助成する。	1 - 6 1 - 7
21) 療養介護医療 筋委縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー、重症心身障がい者が、病院等への長期入院し、医療的ケアを受けている人に対し、医療費の一部を助成する。	1 - 7
22) 補装具費の支給 身体障がい者等の身体機能を補うための補装具の作成または修理に要する費用の一部を支給する。	1 - 1

2. 児童福祉法に基づく障がい児通所給付サービス

事業名と概要	主要施策
23) 児童発達支援	2-1
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要な未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	
24) 医療型児童発達支援	2-1
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児につき、児童発達支援及び治療を行う。	
25) 放課後等デイサービス	2-1
幼稚園・大学を除く学校に就学している障がい児で、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	
26) 保育所等訪問支援	2-1
保育所やその他の児童が集団生活を営む施設（※）に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。	

※幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、その他市町村が認めた施設が該当する。

3. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のサービス

事業名と概要	主要施策
27) 相談支援事業	1-5
障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言など地域生活に必要な支援を行う。	
28) 地域活動支援センター事業	1-2
障がい者等を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の基礎的事業並びに基礎的事業の機能を強化するその他の事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図る。	
29) 移動支援	2-3
屋外での移動に困難がある障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促す。	
30) 日中一時支援	1-2
障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。	

事業名と概要	主要施策
31) 日常生活用具給付	1 - 1
障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付する。また、重度の身体障がい者（児）が室内外における移動や浴室、トイレ等の使用を容易にするための改修に要する費用の一部を助成する。	
32) 意思疎通支援事業	2 - 3
聴覚障がい者等を対象に、県ろうあ協会と委託契約して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援を行う。	
33) 手話奉仕員養成講座	2 - 3
聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	
34) 成年後見制度利用支援事業	3 - 5
知的障がい又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬等の一部を助成する。	
35) 自動車運転免許取得費	2 - 3
障がい者が社会参加のため運転免許を取得する場合に、費用の一部を助成する。	
36) 自動車改造費助成事業	2 - 3
身体障がい者が所有し運転する車を改造する場合に、費用の一部を助成する。	
37) 障がい者自立支援協議会	1 - 5
困難事例への対応や関係機関の連携体制の構築等を協議する。	
38) 福祉ホーム	1 - 3
住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、障がい者の地域生活を支援する。	

4. その他の支援や取り組み

支援と概要	主要施策
39) 基本健康診査・がん検診	1 - 7
疾病の早期発見に努めるとともに、健康状態を把握し、必要な支援につなげる。	
40) 訪問指導	1 - 6 1 - 7
保健師が家庭を訪問し、病状や治療、生活等の状況を確認するとともに、必要に応じて、医療機関や障がい福祉サービスなどにつなげる。	
41) 障がい者団体等の活動支援	2 - 5
障がい者家族会などの運営への協力や自主的な活動を支援する。	
42) 身体障がい者相談員	1 - 5
同じ障がい者の立場から更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	

支援と概要	主要施策
43) 民生委員・児童委員	1 - 5
社会福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行う。	
44) 重度心身障害者医療費助成	1 - 7
重度の障がい者等を対象に医療費の一部を助成する。	
45) 教育支援委員会	2 - 1
障がいがあり、特別な支援が必要な児童・生徒を対象に就学指導を行う。	
46) 障害年金	1 - 4
病気やけがで生活や仕事などが制限される場合、受け取ることができる国の公的年金。	
47) 障害児福祉手当	1 - 4
精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の障がい者本人に支給される。	
48) 特別障害者手当	1 - 4
精神または身体に著しい重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の障がい者本人に支給される。	
49) 特別児童扶養手当	1 - 4
20歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給されます。	
50) 心身障害者扶養共済制度	1 - 4
障がいのある人を扶養している保護者が、自らが生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡、障がい）があったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する。	
51) 障がい者スポーツ大会等の参加促進	2 - 4
上十三障がい者スポーツ大会やレクリエーション大会をはじめ、各種大会、イベント等について周知するとともに、気軽に参加できるように支援する。	
52) ヘルプマーク・ヘルプカードの普及	3 - 1
義足や人工関節、内部障がい、発達障がいなどの人が、周囲に援助が必要であることを知らせ、援助や配慮を受けやすくするため、普及に取り組む。	

支援と概要	主要施策
53) 各種割引及び減免制度に関する情報提供	1 - 4
所得税、住民税、自動車税、自動車取得税、有料道路通行料金割引、公共交通機関等の割引、NHK受信料減免について、手帳交付時などに情報提供する。	
54) 軽度生活援助事業	1 - 1
身体障がい者の軽度の生活援助として、草刈や除雪などの作業を行う。	
55) 外出支援事業	2 - 3
概ね 65 歳以上の高齢者及び身体障がい者を医療機関へ送迎する。	
56) 食の自立支援事業	1 - 1
食事の調理が困難な高齢の障がい者等に対し、安否確認も含め自宅に食事を配達する。	

第3章 計画の推進にあたって

(1) 関係機関のネットワーク構築

本計画の推進にあたっては、障がい者団体や福祉サービス事業者、保健・医療、教育、雇用関係機関、企業等の連携ネットワークを構築・強化し、町全体が一体となった総合的な取り組みを推進します。

(2) 専門従事者の育成・確保

障がい者等の健康維持、機能回復、生活支援等に従事する専門的な人材を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を超えた研修会や交流会の開催などを通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

(3) 役場職員の資質向上

職員に対して、各種研修の充実及び参加促進を通じ、障がいへの理解と人権意識・福祉意識の向上を図り、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制の強化に努めます。